

男鹿市告示第47号

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱の一部を改正する告示  
男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱（平成24年男鹿市告示第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、「男鹿市耐震改修促進計画」に基づいて行う木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、<u>建替え工事及び耐震シェルター等の設置工事</u>に係る費用に対する男鹿市木造住宅耐震改修等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、「男鹿市耐震改修促進計画」に基づいて行う木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事<u>及び建替え工事</u>に係る費用に対する男鹿市木造住宅耐震改修等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(9) 耐震シェルター等 既存木造住宅の内部に組み立てる箱型の耐震装置又は既存木造住宅の内部に設置する上部に耐震保護機能を有するベッドやベッドフレームで、地震発生時において住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有し、国内で納入実績のある製品又は工法をいう。</u></p> <p>第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 耐震シェルター等設置補助金 耐震シェルター等の設置に要する費用（以下「耐震シェルター等設置費」という。）に対する補助金</u> (補助金の額等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。</u> (事前の相談)</p> <p>第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けて耐震改修、<u>建替え工事又は耐震シェルター等の設置工事</u>を行おうとするときは、耐震診断士が行った耐震診断結果又はそれに代わる書類を添えて市長に相談（以下「事前相談」という。）しなければならない。</p> <p>2 (略) (補助金の交付申請手続)</p> <p>第16条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（耐震改修設計・耐震改修工事）（様式第7号）、<u>男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（建替え工事）</u>（様式第8号）</p>	<p>第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(事前の相談)</p> <p>第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けて耐震改修<u>又は建替え工事</u>を行おうとするときは、耐震診断士が行った耐震診断結果又はそれに代わる書類を添えて市長に相談（以下「事前相談」という。）しなければならない。</p> <p>2 (略) (補助金の交付申請手続)</p> <p>第16条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（耐震改修設計・耐震改修工事）（様式第7号）<u>又は男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（建替え工事）</u>（様式第8号）</p>

改正後	改正前
<p><u>又は男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（耐震シェルター等設置）（様式第9号）</u>に、別表第2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>（補助金の交付決定）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（<u>様式第11号</u>）。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者（以下「補助事業対象者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは男鹿市木造住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書（<u>様式第12号</u>）により、補助事業対象者に通知しなければならない。</p> <p>（補助金交付申請の取下げ）</p> <p>第19条 補助事業対象者は、第17条第2項の規定による通知（以下「交付決定通知書」という。）を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請取下届（<u>様式第13号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（補助事業の内容の変更）</p> <p>第20条 補助事業対象者は、交付決定通知書を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付変更申請書（<u>様式第14号</u>）により市長に申請しなければならない。</p>	<p><u>号</u>）に、別表第2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>（補助金の交付決定）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（<u>様式第10号</u>）。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者（以下「補助事業対象者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは男鹿市木造住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書（<u>様式第11号</u>）により、補助事業対象者に通知しなければならない。</p> <p>（補助金交付申請の取下げ）</p> <p>第19条 補助事業対象者は、第17条第2項の規定による通知（以下「交付決定通知書」という。）を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請取下届（<u>様式第12号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（補助事業の内容の変更）</p> <p>第20条 補助事業対象者は、交付決定通知書を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付変更申請書（<u>様式第13号</u>）により市長に申請しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(完了報告)</p> <p>第23条 補助事業対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定通知書を受けた年度の3月14日のいずれか早い日までに男鹿市木造住宅耐震改修等補助金完了実績報告書(耐震改修設計・耐震改修工事)<u>(様式第15号)</u>、<u>男鹿市木造住宅耐震改修等補助金完了実績報告書(建替え工事)(様式第16号)</u>又は<u>男鹿市木造住宅耐震改修等補助金完了実績報告書(耐震シェルター一等設置)(様式第17号)</u>に、別表第3に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし市長が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金額確定通知書(<u>様式第18号</u>)により当該補助事業対象者に通知しなければならない。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第25条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業対象者は、請求書(<u>様式第19号</u>)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取</p>	<p>2 (略)</p> <p>(完了報告)</p> <p>第23条 補助事業対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定通知書を受けた年度の3月14日のいずれか早い日までに男鹿市木造住宅耐震改修等補助金完了実績報告書(耐震改修設計・耐震改修工事)<u>(様式第14号)</u>又は<u>男鹿市木造住宅耐震改修等補助金完了実績報告書(建替え工事)(様式第15号)</u>に、別表第3に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし市長が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第24条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金額確定通知書(<u>様式第16号</u>)により当該補助事業対象者に通知しなければならない。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第25条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業対象者は、請求書(<u>様式第17号</u>)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取</p>

改正後			改正前		
<p>り消したときは、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書（<b>様式第20号</b>）により補助事業対象者に対し通知するものとする。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>第28条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金返還命令書（<b>様式第21号</b>）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>別表第1（第5条及び第7条関係）</p>			<p>り消したときは、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書（<b>様式第18号</b>）により補助事業対象者に対し通知するものとする。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>第28条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金返還命令書（<b>様式第19号</b>）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>別表第1（第5条及び第7条関係）</p>		
補助金の種類	補助対象者	補助金の額及び補助率	補助金の種類	補助対象者	補助金の額及び補助率
耐震改修設計補助金	(略)	(略)	耐震改修設計補助金	(略)	(略)
耐震改修補助金	(略)	(略)	耐震改修補助金	(略)	(略)
建替え補助金	(略)	(略)	建替え補助金	(略)	(略)
耐震シェルター等設置補助金	<p>(1) 対象住宅を所有(共有を含む。)する個人であること。</p> <p>(2) 補助金の交付を過去に受けたことがないこと。</p> <p>(3) 市税を滞納していないこと。</p>	耐震シェルター等設置に要した額に2分の1を乗じて得た額。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とする。			

改正後		改正前	
	(4) 建設業者と耐震シェルター等設置の実施に係る契約を締結する者であること。		
別表第2（第16条関係）		別表第2（第16条関係）	
耐震改修設計補助金及び耐震改修補助金	(1) (略) (2) 耐震改修計画書（耐震改修の効果が確認できるもの）（様式第10号） (3)～(9) (略)	耐震改修設計補助金及び耐震改修補助金	(1) (略) (2) 耐震改修計画書（耐震改修の効果が確認できるもの）（様式第9号） (3)～(9) (略)
建替え補助金	(略)	建替え補助金	(略)
耐震シェルター等設置補助金	(1) 対象住宅の付近見取図、配置図、平面図（設置箇所が分かる図面） (2) 耐震シェルター等設置費の見積書の写し (3) 耐震シェルター等の内容がわかる書類（仕様書、証明書、国内実績証明書等） (4) 固定資産税課税台帳（家屋）の写し (5) 市税納付に関する調査同意書（様式第2号） (6) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修工事の実施に係る同意書の写し (7) その他市長が必要と認める書類（委任状等）		

改正後		改正前	
別表第3 (第23条関係)		別表第3 (第23条関係)	
耐震改修設計補助金及び耐震改修補助金	(略)	耐震改修設計補助金及び耐震改修補助金	(略)
建替え補助金	(略)	建替え補助金	(略)
耐震シェルター等設置補助金	(1) 耐震シェルター等設置の実施に関する契約書の写し又は納品書の写し (2) 耐震シェルター等設置に要する費用の領収書の写し (3) 工事写真(着工前、施工中、完了時が確認できるもの) (4) その他市長が必要と認める書類		
様式第8号 (第16条関係) (略)		様式第8号 (第16条関係) (略)	

改正後

改正前

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書  
(耐震シェルター等設置)

(宛先) 男鹿市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 - - \_\_\_\_\_

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱に係る補助金の交付を受けたいので、同要綱第16条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1. 補助金の名称 耐震シェルター等設置補助金  
2. 対象住宅の所在地 男鹿市 \_\_\_\_\_  
3. 施工業者 \_\_\_\_\_ (登録番号) \_\_\_\_\_  
工法・製品名 \_\_\_\_\_  
4. 事業に要する費用 \_\_\_\_\_ 円  
5. 交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円  
6. 工事予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日  
7. 上部構造評点 改修前の最低値: \_\_\_\_\_

添付書類

- (1) 対象住宅の付近見取図、配置図、平面図（設置箇所がわかる図面）
- (2) 耐震シェルター等設置費の見積書の写し
- (3) 耐震シェルター等の内容がわかる書類（仕様書、証明書、国内実証証明書等）
- (4) 固定資産税課税台帳（家屋）の写し
- (5) 市税納付に関する調査同意書（様式第2号）
- (6) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修工事の実施に係る同意書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類（委任状等）

※同年に耐震診断補助金交付申請を行っている場合は、添付書類の(4)(5)は不要です。  
※市税納付に関する調査同意書は、申請時に市税を滞納していないことの確認のため必要です。

改正後

様式第10号 (第16条関係)

(略)

様式第11号 (第17条関係)

指令建第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

様

男鹿市長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で申請のあった男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり交付を決定したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第17条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称    耐震改修設計補助金 ・ 耐震改修補助金・  
建替え補助金 ・ 耐震シェルター等設置補助金

2. 対象住宅の所在地    男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 交付決定額    \_\_\_\_\_ 円

耐震改修設計： \_\_\_\_\_ 円

耐震改修工事： \_\_\_\_\_ 円

建替え工事： \_\_\_\_\_ 円

交付条件  
① 補助金の交付を受け取る権利を第三者に譲渡し、又は担保にしないこと。  
② 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。  
③ 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書により市長に申請すること。

改正前

様式第9号 (第16条関係)

(略)

様式第10号 (第17条関係)

指令建第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書

様

男鹿市長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で申請のあった男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり交付を決定したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第17条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称    耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・建替え補助金  
(いずれかに○)

2. 対象住宅の所在地    男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 交付決定額    \_\_\_\_\_ 円

耐震改修設計： \_\_\_\_\_ 円

耐震改修工事： \_\_\_\_\_ 円

建替え工事： \_\_\_\_\_ 円

交付条件  
① 補助金の交付を受け取る権利を第三者に譲渡し、又は担保にしないこと。  
② 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。  
③ 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書により市長に申請すること。

改正後

様式第12号 (第17条関係)

指令建第 年 月 日 号

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書

様

男鹿市長

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり不交付を決定したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・  
建替え補助金・耐震シェルター等設置補助金

2. 対象住宅の所在地 男鹿市

3. 不交付の理由

改正前

様式第11号 (第17条関係)

指令建第 年 月 日 号

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書

様

男鹿市長

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり不交付を決定したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第17条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・建替え補助金

2. 対象住宅の所在地 男鹿市

3. 不交付の理由

改正後

様式第13号 (第19条関係)

年 月 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請取下届

(宛先) 男鹿市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 - - \_\_\_\_\_

年 月 日付、指令建第 号で交付決定を受けた男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業について、次のとおり取下げたいので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第19条第1項の規定に基づき、届出します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金 ・ 耐震改修補助金 ・  
 建替え補助金 ・ 耐震シェルター等設置補助金  
 (いずれかに○)

2. 対象住宅の所在地 男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 取下げ理由

改正前

様式第12号 (第19条関係)

年 月 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付申請取下届

(宛先) 男鹿市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 - - \_\_\_\_\_

年 月 日付、指令建第 号で交付決定を受けた男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業について、次のとおり取下げたいので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第19条第1項の規定に基づき、届出します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・建替え補助金  
 (いずれかに○)

2. 対象住宅の所在地 男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 取下げ理由

改正後

様式第14号 (第20条関係)

年 月 日

男鹿市木造住宅震改修等補助金交付変更申請書

(宛先) 男鹿市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

年 月 日付、指令建第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業について、次のとおり変更したいので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第20条第1項の規定に基づき、届出します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・  
 建替え補助金・耐震シェルター等設置補助金  
 (いずれかに○)

2. 対象住宅の所在地 男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 変更の内容

変更前	変更後

4. 変更の理由

5. 変更予定年月日 年 月 日

様式第15号 (第23条関係)

(略)

改正前

様式第13号 (第20条関係)

年 月 日

男鹿市木造住宅震改修等補助金交付変更申請書

(宛先) 男鹿市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

年 月 日付、指令建第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業について、次のとおり変更したいので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第20条第1項の規定に基づき、届出します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・建替え補助金  
 ※該当する補助金を○で囲んでください。

2. 対象住宅の所在地 男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 変更の内容

変更前	変更後

4. 変更の理由

5. 変更予定年月日 年 月 日

様式第14号 (第23条関係)

(略)

改正後	改正前
<p><b>様式第16号</b>（第23条関係）</p> <p>（略）</p> <p><b>様式第17号</b>（第23条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">男鹿市木造住宅耐震改修等補助金完了実績報告書 （耐震シェルター等設置）</p> <p>（宛先）男鹿市長</p> <p>申請者 住 所 _____          氏 名 _____          電 話 _____ - _____</p> <p>年 月 日付、指令建第 _____ 号で交付決定を受けた男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業が完了したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第23条の規定に基づき、届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 補助金の名称 耐震シェルター等設置補助金</p> <p>2. 交付決定額 _____ 円</p> <p>3. 対象住宅の所在地 男鹿市 _____</p> <p>4. 事業完了年月日 _____ 年 月 日</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 耐震シェルター等設置の実施に関する契約書の写し又は納品書の写し</p> <p>(2) 耐震シェルター等設置に要する費用の領収書の写し</p> <p>(3) 工事写真（着工前、施工中、完了時が確認できるもの）</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> </div>	<p><b>様式第15号</b>（第23条関係）</p> <p>（略）</p>

改正後

様式第18号 (第24条関係)

指令建第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金額確定通知書

様

男鹿市長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で報告のあった男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第24条の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・  
建替え補助金・耐震シェルター等設置補助金

2. 対象住宅の所在地 男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

耐震改修設計： \_\_\_\_\_ 円  
耐震改修工事： \_\_\_\_\_ 円  
建替え工事： \_\_\_\_\_ 円  
耐震シェルター等設置： \_\_\_\_\_ 円

4. 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

耐震改修設計： \_\_\_\_\_ 円  
耐震改修工事： \_\_\_\_\_ 円  
建替え工事： \_\_\_\_\_ 円  
耐震シェルター等設置： \_\_\_\_\_ 円

改正前

様式第16号 (第24条関係)

指令建第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金額確定通知書

様

男鹿市長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で報告のあった男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第24条の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・建替え補助金

2. 対象住宅の所在地 男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

耐震改修設計： \_\_\_\_\_ 円  
耐震改修工事： \_\_\_\_\_ 円  
建替え工事： \_\_\_\_\_ 円

4. 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

耐震改修設計： \_\_\_\_\_ 円  
耐震改修工事： \_\_\_\_\_ 円  
建替え工事： \_\_\_\_\_ 円

改正後

様式第19号 (第25条関係)

<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>(宛先) 男鹿市長</p> <p style="margin-left: 100px;">債権者 住 所 _____</p> <p style="margin-left: 120px;">氏 名 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">電 話 - - _____</p> <p>次のとおり請求します。</p> <p>男鹿市木造住宅耐震改修等補助金 一式 _____ 円</p> <p>○耐震改修設計補助金: _____ 円</p> <p>○耐震改修補助金: _____ 円</p> <p>○建替え補助金: _____ 円</p> <p>○耐震シェルター等設置補助金: _____ 円</p>			
振込口座情報			
振込金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所	普通・当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			
摘 要			

改正前

様式第17号 (第25条関係)

<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>(宛先) 男鹿市長</p> <p style="margin-left: 100px;">債権者 住 所 _____</p> <p style="margin-left: 120px;">氏 名 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">電 話 - - _____</p> <p>次のとおり請求します。</p> <p>男鹿市木造住宅耐震改修等補助金 一式 _____ 円</p> <p>○耐震改修設計補助金: _____ 円</p> <p>○耐震改修補助金: _____ 円</p> <p>○建替え補助金: _____ 円</p>			
振込口座情報			
振込金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所	普通・当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			
摘 要			

改正後

様式第20号 (第27条関係)

指令建第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書

様

男鹿市長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で指令建第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定した男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり交付決定を取消したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第27条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称    耐震改修設計補助金 ・ 耐震改修補助金 ・  
建替え補助金 ・ 耐震シェルター等設置補助金

2. 対象住宅の所在地    男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 交付決定取消額    \_\_\_\_\_ 円

4. 取消理由

改正前

様式第18号 (第27条関係)

指令建第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書

様

男鹿市長

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付で指令建第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定した男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり交付決定を取消したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第27条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助金の名称    耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・建替え補助金

2. 対象住宅の所在地    男鹿市 \_\_\_\_\_

3. 交付決定取消額    \_\_\_\_\_ 円

4. 取消理由

改正後

様式第21号 (第28条関係)

指令建第 号  
年 月 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金返還命令書

様

男鹿市長

年 月 日付で指令建第 号で交付決定を取消した男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり交付決定を取消したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第28条の規定に基づき、次のとおり返還を命ずる。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・  
建替え補助金・耐震シェルター等設置補助金

2. 返還すべき金額 \_\_\_\_\_円

3. 返還期限 年 月 日

4. 返還を命ずる理由

5. 返還方法

改正前

様式第19号 (第28条関係)

指令建第 号  
年 月 日

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金返還命令書

様

男鹿市長

年 月 日付で指令建第 号で交付決定を取消した男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業については、次のとおり交付決定を取消したので、男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業実施要綱第28条の規定に基づき、次のとおり返還を命ずる。

記

1. 補助金の名称 耐震改修設計補助金・耐震改修補助金・建替え補助金

2. 返還すべき金額 \_\_\_\_\_円

3. 返還期限 年 月 日

4. 返還を命ずる理由

5. 返還方法

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。